

無災害記録証授与制度について

1. 大阪労働局では、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して無災害記録証を授与する制度を設けております。これは「大阪労働局・無災害記録証授与内規」（以下内規と称す）に基づいて、無災害であった日数に応じて労働基準監督署長無災害記録からはじまり大阪労働局長無災害記録（第1類から第5類）へとステップアップしていきます。
2. 対象とされる業種は、労働安全衛生法施行令第2条第1号、第2号に掲げる業種（注1参照）（通信業除く）及び飲食業で常時おおむね10人以上の労働者を使用する事業場
3. 災害であった記録日数は、労働保険料率によって内規別表1のとおりとなっています。ただし、港湾荷役業については内規別表2の時間数によります。
4. 樹立届（申請書）、労働者代表の承認書（意見書）を正・副2部（1部は提出用、1部は事業場控え）提出しての申請となります。
5. 上記とは別に建設業については、一定規模の現場について工事開始から竣工まで無災害であった場合には別に建設事業無災害表彰制度（全工期無災害表彰）もあります。

（注1）：林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

（注2）：無災害記録の日数は暦日数とする。

（注3）：無災害記録は、業務上の災害が発生した翌日から次の業務上災害が発生した日の前日までの期間とする。（継続中でも申請可）

（注4）：災害とは、死亡災害、休業災害（1日以上、但し災害発生日は除かれる）又はこれら以外の災害で労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものとする。

（注5）：起算日における労働保険料率は、通勤災害の料率 1/1000 を含むものである。

詳しくは、大阪労働局労働基準部安全課又は所轄労働基準監督署安全衛生課、安全衛生担当までお問い合わせください。